

【長野県宿泊税】 特別徴収義務者報償金の概要

長野県総務部税務課

■特別徴収義務者報償金とは

県税特別徴収制度の円滑なる運営を図り、納期内納入を促進し、併せて県税収入の確保を期するため、県に納入いただいた宿泊税の一定割合を、報償金として県から特別徴収義務者（宿泊施設の経営者の皆様）に交付させていただくものです。

■制度の概要

区分	内容	
算定方法	算定基礎×交付率	
算定基礎	前年6月から5月までの宿泊に係る納期内納入額 (前年7月申告分から6月申告分までの納期内納入額)	
交付率 制度開始5年間※ (R8.6.1～ R13.5.31)	①算定期間における <u>すべての申告及び納入を期限内に行った場合</u>	3.0%
	②上記を満たし、かつ、算定期間における <u>すべての申告を電子申告(eLTAX)により行った場合</u>	3.5%
	③算定期間において <u>納期限後の納入があった場合</u> (やむを得ない理由がある場合を除く)	2.0%
交付対象	算定額が500円以上の宿泊施設 (目安としては、月あたり7人泊以上の宿泊施設が対象(税率200円・交付率3%時))	
交付回数・時期	年1回・9月末(初回は令和9年9月末)	
交付できない場合	・7月末日時点で宿泊税に係る徴収金に未納がある場合 ・交付目的に照らして交付が不適当と認められる場合	

※ 制度開始5年間は上記①・②の交付率を拡充しています